

生かしてあります あなたの税

中学生社会体験チャレンジ事業 ～次世代を担う人づくり～

市では、「次世代を担う人づくり」を目指し、中学1年生または2年生を中心に、【中学生社会体験チャレンジ事業】を実施しています。この事業は、市内の各事業所等で中学生が3日間の職場体験を行うものです。

昨年は、200カ所以上の事業所等にご協力をいただきました。中学生にとって、将来の夢や希望の礎となる、**地域の方々との交流は**とても貴重な体験になっています。また、**八潮の産業や伝統・文化等を改めて知ることができる絶好の機会**となっています。

事業費は、34万4千円で、生徒一人当たりでは約169円となり、主に各事業等での活動諸経費として支出しています。

一生懸命に働く中学生へ、是非、応援の声かけをお願いします！

（各中学校の実施予定日）

- ・八潮中学校(2年生) 9月14日～16日
- ・大原中学校(2年生)11月 8日～10日
- ・八條中学校(1年生)10月25日～27日
- ・八幡中学校(2年生)10月17日～19日
- ・潮止中学校(2年生)11月16日～18日



図 指導課 ☎ 359

生涯学習・まちづくりQ&A

ペイオフ本格実施！ 預金保険制度を知る

平成17年4月以降、当座預金や利息の付かない普通預金は、「決済用」として全額保護され、定期預金や利息の付く普通預金などは、1金融機関につき預金者一人当たり、元本1千万円までとその利息が保護されます。

Q 預金保護の対象となっている預金等には、どのようなものがありますか？

A 対象となっている預金等は、次のとおりです。

- ・当座預金・普通預金・別段預金・定期預金・通知預金・納税準備預金・貯蓄預金・定期積金・掛金など

Q 預金保護の対象となっていない預金等には、どのようなものがありますか？

A 対象となっていない預金等は、次のとおりです。

- ・外貨預金・他人、架空名義預金・譲渡性預金・オフショア預金・日本銀行からの預金(国庫金を除く)
- ・金融機関からの預金(確定拠出年金の積立金の運用部分を除く)など

Q 保護される預金金額は、金融機関が合併したらどうなるのですか？

A 平成15年4月以降に金融機関が合併等を行ったり、営業(事業)のすべてを譲り受けた場合には、合併等の後1年間に限って、保護される預金等金額の範囲を、「預金者一人当たり1千万円×合併等にかかわった金融機関の数(例えば、2行合併の場合は、1千万円×2＝2千万円)まで」とその利息とする特例が設けられています。

Q 家族名義や個人事業用の預金は、どのように保護されますか？

A 家族であっても、夫婦や親子は

それぞれ別の人格を有する法的主体であるため、その名義に従い別個の預金者として保護の対象となります。ただし、家族の名義を借りたに過ぎない預金等は、他人名義預金として保険の対象外となるため、注意が必要です。

Q 預金保険制度の対象となる金融機関は？

A 対象となる金融機関は、次のとおりです。

- ・銀行(国内に本店のあるもの)
- ・信用金庫・信用組合・労働金庫・信金中央金庫・全国信用協同組合連合会・労働金庫連合会

Q 家族名義や個人事業用の預金は、どのように保護されますか？

A 家族であっても、夫婦や親子は

それぞれ別の人格を有する法的主体であるため、その名義に従い別個の預金者として保護の対象となります。ただし、家族の名義を借りたに過ぎない預金等は、他人名義預金として保険の対象外となるため、注意が必要です。

Q 預金保険制度の対象となる金融機関は？

A 対象となる金融機関は、次のとおりです。

- ・銀行(国内に本店のあるもの)
- ・信用金庫・信用組合・労働金庫・信金中央金庫・全国信用協同組合連合会・労働金庫連合会

Q 家族名義や個人事業用の預金は、どのように保護されますか？

A 家族であっても、夫婦や親子は

それぞれ別の人格を有する法的主体であるため、その名義に従い別個の預金者として保護の対象となります。ただし、家族の名義を借りたに過ぎない預金等は、他人名義預金として保険の対象外となるため、注意が必要です。

こども教育委員会

やしお子ども週末活動等支援事業

週末における子どもの自由な遊びや自主性、創造性をはぐくむ学習拠点の確保など、土曜日の活動を支援するために小学校PTA等の協力を得て、やしお子ども週末活動実行委員会および教育委員会が事業を実施しています。

やしお子ども週末活動等支援事業は、次のような事業を実施しています。

- ◆やしお子ども土曜広場
平成17年度は、7月2日から12月17日まで、第1または第3の土曜日



大原小でのミニ運動会

午前9時から正午まで、小学校の校庭を子どもたちが自由に遊べる場所として提供しています。

学校を自由な遊び場として開放している以外に、「チャレンジランニング、親子クラブゴルフ」などのイベントや「サッカー、野球、むかしの遊び」などの教室を開催する予定です。第1または第3の土曜日は学校へ、是非遊びに来てください。



バルーンアート(風船)教室

◆やしお子ども体験教室
市内公共施設を利用しながら学べる教室を開催します。

9月は、「やしお子どもバルーンアート(風船)教室」および「やしお子ども英語教室」を実施します。

また、11月には、「やしお子ども編み物教室」および「やしお子どもぬいぐるみ教室」等を実施する予定です。

【相談事例(20歳の女性)】

駅前で簡単なアンケートに答えた後、お礼に無料エステ券をもらった。後日、電話で「エステを受けて、気に入ったら友達に勧めるだけいい」と誘われて、無料ならと受けに行った。その時に、エステ契約を勧められて契約した。

通い始めると、エステの施術中にウエストに効果的だという補正下着、シミに効果的な化粧品を購入を長時間勧められ、高額だったが契約した。結果的に、契約金額の合計が280万円になり、払えないので解約したい。

電話で呼び出されてエステや補正下着、化粧品を勧誘を受け契約をした。

電話で、「ウエストに効果的」「シミが出

無料エステのはずが…
次々契約の被害が多発！

【特商法】により、契約書を受け取った日から8日以内であれば、クーリング・オフをすることができま

す。ただし、化粧品などの使用した分は返品することができず、消費者の負担となります。また、エステのように長期間にわたる契約は、特商法で決められた解約料を支払うことで、誰でも途中解約することができ

ます。しかし、今回の契約では、次の点で特商法に違反する可能性があります。

・電話で、勧誘が目的であることを告げずに呼び出している点

・エステの施術中に長時間にわたり勧誘している点

・「ウエストに効果的」「シミが出

図書館だより

新しく入った、両館所蔵の資料の一部を紹介します

- ◆一般書
「七人の弁慶」 森詠 著



「魂の切影」 森村 誠一 著

「犬はどこだ」 米澤 穂信 著

「東京ライオット」 戸梶 圭太 著

「終戦日記」を讀む 野坂 昭如 著

「冷凍・保存使いこなし事典」 主婦の友社 編

◆児童書
「ダイヤモンドより平和がほしい」 後藤 健二 著

「アリゾナかん」 山口 進 文・写真

「うそつき大ちゃん」 阿部 夏丸 作

「おさるのやま」 村上市 豊 作

「こぐまの森」 本田 哲也 文

休館日のお知らせ
八幡・八條図書館 9月30日(金)

◆「税金は 未来や暮らしを支える」八條中学校2年・豊田華菜さん、「税金は 未来へつづく 貯金箱」八幡中学校1年・佐田勇斗さん、「税金を みんな払って 明るい社会」潮止中学校2年・青山琴美さん(平成16年度税に関する標語・八潮市教育長賞) 9月は、国民健康保険税・介護保険料第4期の納期です。納付には、安全・確実・便利な口座振替を。